

# ○岐阜県市町村職員共済組合組合会会議規則

昭和37年12月1日  
規則第1号

第1次改正 令和3年3月10日

(趣旨)

第1条 岐阜県市町村職員共済組合組合会会議（以下「会議」という。）については、法令及び定款に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、理事長が招集する。

(参集)

第3条 議員は、招集の当日定刻までに指定された場所に参集（オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して出席する議員にあつては、指定された場所との通信を確立）しなければならない。

(第1次改正)

(欠席等の届出)

第4条 議員は、事故のため会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに理事長に届け出なければならない。

(議席)

第5条 議員の議席は、総選挙後はじめての組合会のときにくじでこれを定める。

2 補欠議員の議席は、その前任者の議席とする。ただし、同時に補欠せられた議員が2人以上あるときは、くじで定める。

(会議の開閉)

第6条 会議の開会及び閉会は、議長がこれを宣言する。ただし、閉会の宣言に対し議員に異議があるときは、会議の議決による。

(議題の宣告)

第7条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、議員に異議があるときは、討論を用いずに会議にはかりこれを決する。

(討論の制限)

第9条 議長は、討論が終わらなくてももはや論旨が尽きたと認めるときは、討論の終局を宣言することができる。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(表決事件の宣言)

第10条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する事件を宣告しなければならない。

2 表決の際、議席にいない議員（オンライン会議システムを利用して出席する場合であつて、音声を送受信できない状態にある議員を含む。）は、表決に加わることができない。ただし、定款第21条の規定により代理人により議決権又は選挙権を行使するときは、この限りでない。

（第1次改正）

（会議録作成の方法）

第11条 定款に定める会議録の作成については、議事の経過は要点筆記の方法による。

（会議録署名者）

第12条 会議録に署名する議員は2人とし、会議の同意によって議長の指名でこれを定めることができる。

（会議への委任）

第13条 この規則に定めるものを除くほか、会議に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則（令和3年3月10日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。